Ｂ　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	Ｂ　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
七十一　再編推進事業に要する経費があること。	七十一　再編推進事業に要する経費があること。
七十二　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。	七十二　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。
七十三　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。	七十三　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。
七十四　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。	七十四　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。
七十五　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	七十五　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。
七十六　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	七十六　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。
七十七　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	七十七　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。
国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。	国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。
国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。	国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。
前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。	前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。	前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。